

中第 五 號 二

大正八年二月二十日

ヤル―ト民政署長門屋正
臨時南洋群島防備隊司令官永田恭次郎殿



管下暴風雨被害實況并ニ當面救恤ニ對スル意見

大正七年十二月三十日臨南防機密第七五號ノニ訓令ニ基
キ自今年一月二十二日至二月十四日期間敷設船勝力ニ便
乗管下各島巡航視察ニ掛ル暴風雨被害實況并
ニ當面救恤ニ對スル意見
右提出ス

終

ヤル―ト民政署

0094

(一) 一般被害實況概表

0095

一、海水ノ浸迫テ部ハ三百年後ニ於テハ反ツテヤシ果ノ産額ニ倍差クハ三倍ニ増スト云フ
ニヤシ樹及バニ樹總實ハ四復期ハ或約一千年ト稱ト或ハ約二千年ト稱スルモノアリ故ニ
然ラズ年ト見ルトキハ大差ナカルベシ
三、名草、ヤム草、ワタ草、ハチ、ミヅモク、ハバイヤ、ハチ、ハ應意用トシテ
食糧トナル得ベク速ニ植付ヲ要ス其中或モノハ既ニ分植トシ、アビドモ尚盛ニ殖
勵スルノ要アリト認ム

(二) 暴風日附概畧

九日	八日	七日	六日	五日	土月	附日風暴地
○	○	○	○	○		面外一バル
○	○	○				レミ
○	○					ノルア
○	○					ロユジメ
○						プツラエロマ
○						エチツガウ
○						プツエキ
○						チデメ
○						クッルイア
○						トナルヤ
○						グラグンクア
○						地オ
○						ソリエジ
○						クツリギン

アール・ド・フランス

0096

「^リ」(き)島南部ニ椰子樹ノ倒レタルモノ可ナリ多シバン
樹ハ全部落葉セリ

「^{ガル}」(島)島南部ニ椰子樹ノ折レタルモノ多シ椰子樹ノ繁
茂セシ度合田ニ比シ大ニ粗トナレリト云フ

「^{マダカイ}」(Madagascar)右同様ナリ

各地共椰子葉黃色ヲ帶ベルモノ多シ島民ノ言ニ依ルニ
「環礁ノ東部諸島ハ被害程度輕微ナリト

ミ」本島(上陸視察)

「^{バン}」樹 此地中部ニバン樹多キモ殆ド全部倒レ又ハ折レ
アリ然レトモ其儘既ニ聊カ宛新芽ヲ生レツクアバ約一年
ノ後ニハ果實ヲ食用ニ供シ得ヘト言フ

「^{タコ}」木 殆ド全部折レアリ

椰子樹 折タルモノ倒レタルモノ其數殆ド相半ス椰子

果ノ存セルモノ僅少ニシテ落下セルモノ拾ヒ盡シアリ

家屋 殆ト全~~部~~破~~壊~~セル由ニドモ其後既ニ假家ヲ新設

シアリ

淡水 井水ヲ使用シ不自由ヲ感ゼス

舟艇 二三隻破壊セリト

家畜 元来多カラス

ニ食糧

前記ノ如クパン樹タコヲ水全部倒折只椰子ヲ残セル

ノミニテ之ヲ主用食糧トセシモ既ニ落下セルモノ拾盡

スル状態ニアリテ残存セルモノミニテハ食糧トシテハ近ク

大ニ缺乏ヲ来スベシト認メラレタリ然レトモ曾社員ノ言

ニヨレバ環礁内北方ノ諸島ニハ食糧ニ供スベキモノ尚相

當ノ量アリ全然食糧ナキ程度ニアラズト

三善後策

自治ニ得サル程度ニアラスト云フモ前陳ノ如ク残存ナル椰子果僅少ナル状態ニアルハ應急用トシ得ベキ果樹野菜ノ植付ト興類採取ノ奨励ヲナシツ、被害地ノ整理ヲナサシムルノ外ナシ只若干不安ノ念ナキ能ハサル状態ニアレバ此際僅少ノ施米ヲ下賜スルハ救恤ト民心收斂ノ上ニ於テ効果アルベシト思考ス

又コブラノ産額頗ル減少シ特ニ村長時期ニ於テ著シキコトナルベシ此際本年度ノ免稅ヲナスヲ適當ト認ム然レドモ一年後ニハ大ニ其産額ヲ増加シ得ベク其回復期ハ約ニテ年ト見テ可ナルベキカ從テ免稅ハ来年度ニ於テハ其状況ニヨリ更ニ決定スルヲ至當トスベシ

アルノ島

被害程度

イネ(上陸視察)

イネヨリアルニ至ル間怒濤ノ侵ス所ナリテ所ニ於テ地續ノ部ヲ切斷サレタリト云フ

イネ附近ニ於テハ怒濤ノ爲メ陸上ニ大ニ礁石ヲ打揚ケラレアリ又南面沿岸陸地ノ若干没タル部アリ

パン樹ハ倒レス落葉セリ約ニテ年後ニ實用ニ供シ得ルニ至ルト

椰子樹倒タルモノ折タルモノ若干アリニ三年後ニハコブラ産額約ニ三倍スベリト言フ

家屋 南貿分店ハカトリック所有家屋ニリワイト所有家屋ニ計五軒ノ外村長トボロノ住家新教會堂等全部倒壊

淡水 一ノ井戸ヲ差當リノ用ヲ辨レツ、アリ井戸數
多カラズ

舟艇 南買支店帆船グレース號ハ、イネニ椰子林
中ニ打揚ケラレ破壊セリ

家畜 約三分ノ一流失

アルノ島ニ於テ椰子樹ノ倒レタルモノ約老万五千本内
村長トボニ屬スルモノ老万本、助役(女村長)リワイトニ
屬スルモノ五千本ナリト云フ

ニ食糧

本島ニ於ケル被害ハ大ナリト雖モモ残存セル椰子果多
ク且ツ落下ノ儘未タ拾集シ居ラサル椰子果多量
ナリ、パン樹ハ尚二年ヲ要シタコノ實ハ約十ヶ月毎ニ
食用ニ供シ得ルニ至ルベシト且ツメシユロ島ノ被害

對し村長トボ及リワイトハ厚意ヲ以テ屢々食糧ヲメジエロニ運搬シ尚移住ヲ勧誘セシ程度ニシテ食糧ニ欠乏セル状態ニアラス

三善後策

一、島ノモト同シ果樹野菜ノ植付ト奥類採取ノ奨励ヲナシ若干ノ施米米ニ免稅ノ實行ヲ適當ト認ム

メジエロ島

メヤレチ (Janyet) (上陸視察)

バン樹 殆ト倒レアリ

椰子樹 倒レタルモ頗ル多ク折レタルモノ若干アリ

椰子果ノ残存セルモノ多シ

淡水 南貿分店ノタンクニヨル

「エヂーチ」(上陸視察)

此ノ方面ハ椰子果ノ残存セルモノ落下ノ儘ノモノ多ク食糧ニ欠乏スルコトナシ

「ヤルト」會社「トーダイ」タリシ故「トーマス」フレーミングノ家屋ハ著シク破壊セリ

「マシコロ」本島(上陸視察)

「被害」
「ライリツク」オヂヤハ「アザリ」タケ方面ニハ既報ノ如ク怒

濤ニ浚ヘ漸ク数ヶ所ニ極メテ僅カノ椰子樹屹立セル

所アルノミテ其悽慘ノ状實ニ想像ノ及バザル状態

ニアリ此方面ハ曾テ海嘯ニ襲ハレタルコトアリ今回ノ

被害後未ダ住家ヲ造ラズ「ライリツク」方面ニ生残

リシ島民ノ話ス所ニヨレバ椰子樹ニ綱ヲ縛着シ之ヲ

固持シテ約胸ノ高サノ水深ニアリテ而モ七回ノ浪ニ

「ヤルト」會社「トーマス」フレーミング

打ミナガラ水中ヲ持テ夕エ漸ク命ヲ繋ギ或者
ハタコノ木ニ取リツキ居リシニ遂ニ三面目ノ浪ニ浚ハ
レ数回海底ニ卷キ込マレテガラ對岸ニ打流サレ漸ク
サ獲生シタリト以テ其當時ノ慘状ヲ推知スベキナリ
メシヨロニ於テハ右ノ地方ノ如ク波浪ノ激襲ヲ免レタ
ルモ樹木ノ折倒セルモ其數頗ル多シ
バン樹 殆ド全部倒レアリ因テ新芽ヲ生シツ
アリ島民ノ言ニシレバ昔年ノ後ハ果實ヲ食用ニ
供シ得シト

夕コノ木

殆ド倒レ又ハ折レテ葉ヲモ止メズ

椰子樹

其大部ハ倒レ又ハ折レ一日其當時ノ

慘状ヲ想起セルニ足ル而シテ此方面ニ於ケル椰
子樹ハ各方向ニ倒レアルモノハ樹幹ノ上中下部ノ各

部ニ於テ種々ノ状態ニ折斷セリアリ椰子葉ノ残存
セルモノ少シ

家屋并ニ住民 既ニ報告セル被害状況ト大差ナシ

淡水 井水ヲ使用ス

舟艇 被害大ニテ既報ノ如シ村長引ブリダ

及カイフキヲピ子ダ、マイダーヤ號ハ修繕終了セリ

家畜 既報ノ如シ

食糧

前記ノ如クパン、タロ、椰子果ハ殆ト得ラザル

状態ニアリ幸ニテ「タロ」芋アリ目下之ガ植付

ヲ勵行シ魚類ト共ニ主用食糧トナシ尙各村長

其他ノ寄贈ヨル食糧トモ以テ漸ク命ヲ継ギ

ツ、アリ

又「パイア」バチ「バンケ」マゴモク「若干アリ不遠
食用ニ供シ得ベシ

三善後策

右ノ状態ニテ其慘状他島ノ比ニアラス具食糧ノ
不足ナルコト一目ニシテ之ヲ想像シ得ラル、状態ニ
アリ乃チ勝力指揮官米ニ參謀ト協議ノ上施米
百石ハ其配付全量一人一日一合以内ノ範圍ニ於テ
スルコト、シ之ガ保管配付方ヲ全地南貿南興
西會社分店負米ニ全島村長ニ依托シ實行ノ
手ヲ執リ

此レ右ノ施米ハ現任約千百名トシテ四月末日迄
約三月ヲ持續スル豫定ナルヲ以テ速ニ他ノ各村
長ノ許ニ移任スルコトヲ獎勵スルトキハ尚長期間

ノ食糧トシテ持續スルコトナルベク其内ニ應急食
用植物(名芋、ヤム芋、パンケ、サツマ芋、マゴク、パイア
バナ等)ノ植付ト魚類採取ノ奨励トヲ以テ其數
ヶ月ノ内ニ漸クナガラモ自治シ得ル程度ニ至ルモノ
ト判断セリ

又環礁内北部諸島ニ若干ノ椰子果アリ目下ノ主
用常食名芋、魚類ト共ニ之ヲ常用スルトキハ
施米ノ持續期間ヲ延長セシメ得ベシ既ニ此時期ニ
至レバ名芋、マゴク、パンケノ生長シ漸ク自治シ得ル
ノ期ナリト見ルモ大差ナカルベキカ且同地村長所
有ノ帆船「ビ子ダ」マイティヤ號ノ修理竣工ニタル
ニ他島ヘ糧食ヲ集取ノ為ニ使用シ得ベシ
食用植物植付及魚類採取奨励ニ就テハ懇々

説諭訓達シ置キタリ

「ブリック」ヨリ二百名「カイ」ヨリ三百名ヲ他ノ
 各村長ノ許ニ移住セシムベキ旨申出デ既ニヤル
 トニ渡航セルモノ若干アリ尚「バ」オノ許ニ至ル
 ベキ若干ノ島民アリ續々便船毎ニ之ガ實行ヲ
 勵行スルコトニナシツツアレバ豫期ニ近キ移住者
 ヲ出シ自治シ得ル期ヲ早ムルニ至ルベキヲ信ズ
 コ「ラ」産額ノ頓ニ減少スルハ勿論ニシテ本年廢
 免稅ノ件至當ト認ム此免稅ノ實行ニ就テハ
 毎年其狀態ヲ見テ決定告達ノ手段ヲ採ル
 ヲ適當ト認ムルモ本島ニ於テハ二三年間ハ納稅
 シ得ル狀態ニ至ラサルベシ
 本島「コ」ラ産額ヲ旧狀態ニ復セシムルハ新ニ

植付ノ椰子樹ノ成長後ニアルヲ以テ少クモ七八ヶ年以
後ニアルベシ

同地ニ於テハ島民集合訓達後村長ノ申出ニヨリ
島民一同 天皇陛下ノ萬歳ヲ三唱セリ

アウル島

ダブル島(上陸視察)

パン樹約十数本椰子樹少數倒レタルノミテ被
害ト稱スル程度ニアラス

マロエラップ島

タローア島(上陸視察)

パン樹數本椰子樹數本島民家屋一倒レタル
ノミニテ被害ト稱スル程度ニアラス

本島ニハパン樹少サケレドモ椰子樹豊富ニテ環

礁内ヨリ産出スル「ゴモク」多量ナルバ多ク之ヲ常
食トシ尚米食ヲ用フル状態ナレバ之等若干ノ
糧食ヲ時々被害地ノ請求ニ應ルル如クスルモ毫
モ痛痒ヲ感ゼザルベシ

尚本島ニ於テ「ハイウシ」「アジ」等漁獲多シ
「エルクツプ」島

寄島ニテ被害状態確實ナラサルモ被害程度
小ナルガ如シ

「ウオツヂエ」島（上陸視察）

被害殆トドナシ只「チマタ」「ライラン」所有ノ帆船
「ヤギゼン」「ラギゼン」號珊瑚礁上ニ打揚ケラレ破損
セシモ其後修理完成セリ

本島ニハ「ヤシ」「パン」「多クホ」「夕日草」等少キ方ナリ

0111

魚類及離島ヨリ産スルゴモクヲ常用セリト本島北以
ノ諸島ハ飛魚多シ

リギツプ島(上陸視察)

被害程度

パン樹 倒タルモノ折タルモノミテ當分實用ニ供
スル得ス元来多カラザル該樹如此狀態ニアリ殊ニ
外海岸ニ於ケルモノハ怒濤ノ爲メ其附近陸上ニ砂石
ヲ打揚グルト同時ニ附近ノモノヲ奪ヒ去リタル爲メパ
ン樹ノ根株ハ砂礫ノ間ニ生長セシモノ、如キ觀ヲ呈リ
タコノ水 折タルモノ多シ

椰子樹 果實殆ドナシ倒タルモノ可ナリ多シ

家屋 木ヤ、ブルームニ屬スル家屋新教會
等若干ヲ餘タル外、船所一棟他ノ民家ノ大部ハ

破壊セラレアリ住民ニ異状ナシ

淡水

井戸多シフルム所屬ノタダクアリ不日

由ツ感セス

舟艇

被害ナシ

家畜

若干ノ被害アリ

ニ食糧

産出ノ食料ニヨルトキハ其持續期間短カルベクゾ
一ムノ言ニ依レバ後約二月ヲ經過セバ全ク食糧絶
スルニ至ルベシト當時本島附近魚類少シト然レモ
環礁内ノ各島共同状態ニアルヤ否ヤ實見スルヲ
得サリキ

ニ前後策

椰子果^{ココナツ}等ノ食糧ニ乏シク若干期間ニガ收穫

0113

来々得るザル状態ニあり且英船タンボーノ入港
 期邊に糧食ヲ得ルコト意ノ如クナラズトスルモキヤペレ、
 プルームハ敵國籍ニ在ル者ニシテ本群島我領有ニ取
 スルトキハ歸化ヲナスベシト宣言セルモ而カモ富裕ナリ
 トノコトナレバ南貿、南興兩會社等ヨリ糧食購買
 ノ便宜ヲ與ヘ自治セシムレバ可ナリ又全島在任ノ島民
 ハ恰モキヤペレ、プルームノ傭人ノ如キ地位ニあり且他島
 ニ比シ富裕ナリトノ風評アリ此際施米ノ必要ナカ
 レシ只同島椰子樹ノ被害ノ状態ニ鑑ミルトキハ本
 年度ノ納税ヲナスハ頗ル困難ナル程度ニアルモノト推
 定セラル、ニ付本年度ニ於テハ特ニ免税ノ恩典ニ浴
 セシムルコト、スルハ適當ナル所置ナリト信ス
 千一五島

寄港セス海上ヨリ見ル所ニ依テ被害ナシガ如シ

アイルツク島ニ上陸視察

被害殆ドナシ椰子果多シタロコ永可ナリ多シ

樹少々野菜類ナシゴモクハ多シ實ヲ常食スル

戸少シ

メヂチ島

寄島セス當時同島アリシ南買會社分店員ノ

談ニヨレバ被害ナレト

ウトロツク島

寄島セス同地小村長モシテアイルツクニ来リ居リシ

者ノ言ニヨレバ被害ナレト

ロカルル及ボカマツク島

不明

ロンギリツク島（上陸視察）
 被害ナシ椰子樹タロノ木マゴモク多シバン樹少シ
 ロンゴラツプ島（上陸視察）
 被害ナシ椰子樹多シバンタロノ木少シ
 アイリギンアエ及ロギンニ島
 海上ヨリ望見セシ所ニコバ被害ナキガ如シ
 エニウエシツク島（上陸視察）
 殆ンド被害ナシ
 ウツラン島及ウオット島
 寄島モ不明ナレドモ被害ナキモト認ム
 ウツラン及ウエ島
 海上ヨリ見ル所ニコバ椰子樹ノ折レタルモノ落葉セル等
 等可ナリ多シ然レドモ被害ト稱スベキ程度ニアラスハ

ン樹ハ殆ト枯タルモノ如シ

カシエリン島（上陸視察）

被害ナシ

本島ハ果樹豊富トモ目下ゴランノ外食糧ト

シテ得ラズト

カノー少シ

ナモ島（上陸視察）

被害ナシ

果樹多シ目下食糧トシテハヤシ果ノミナリト

カノー少シ

チャバツト島

倒タル椰子樹若干ヲ望見シタルモ椰子樹頗ル

繁茂シ被害ト稱スル程ノ大ナルモノト認メラズ又

怒濤ノ襲来ヲ受ケタリト稱スルモ大ニ損害ナカリ
シモノト認ム

アイリングラブラフ島（上陸視察）

被害ナシ但環礁内東部諸島ニ於テ被害ナリ
ト稱セラレシモヤバット同様サレタル程度ノモノニア
ラズト認ム

ヤルト島

殆ド被害ナシ

エボン、ヨリリ、及ナムリック島

殆ド被害ナシト

(四) 善後策

叙上列記セル如ク過般ノ颶風ニヨル被害ノ程度ハ既ニ数
回互リ報告セルモノト大同小異ニシテ第一ノ次ノ第二

第三アルノ順序ニテ「キ」アルノ被害程度
 近ク其他ニ至リテハ若干ノ被害アルノニテ食糧ヲ云々ス
 ルノ程度ニテ「ス」

即チ之ガ救恤ニ對スル處置トシテ右順序ニ依リ各差等
 ヲ附シ左記ノ如キ方法ニ依ルヲ適當ト認ム

地名及村長名施米藥價金免^{タラシクコト}除^{整理用具}記事

メシユロ^{ハカ}施米一年間^銀若干

ミ^レ施米一年間^金右^{一面限リ施米}

アルノ^ト施米一年間^金右^{思考ス}

ク^リ施米一年間^金右

リ^キ施米一年間

チ^マ施米一年間^金右^{此際}
 特ニ恩惠ヲ感ゼシムル為ニ一回限リ若干ノ施米ヲ為ス可ナリ

思考ス

(イ) 何レノ地ニアリテモ椰子、バン樹、カシ木ノミテハ颶風ニ
際シ或ハ倒レ或ハ果實ヲ落下シ又ハ怒濤ノ爲メ果實ヲ
浚ハル等ノコトヨリ全ク食糧ニ窮スルコトアルハリキムゾ、
コレ等ノ状態ニヨリ明カナル所ニシテ此際出来得ル限
リ各種ノ食用果樹野菜ヲ植付ケ常用メ勿論非常
用ニ充テシムルヲ上策ナリトス

(ロ) 眞類採取ノ奨励ヲ爲シ之ヲ常食ニ充ツルコトニ尚
耐久的干物ニ作ル等ノ方法ヲ採ルハ食糧ノ補助充實
ト非常用ノ補助トナスヲ得テ大ニ有効ナルコトナリトス

(ハ) 眞類採取奨励ノ爲メ造松作業ノ奨励ヲ要ス

(ニ) 被害地ノ整理ヲ迅速ニ果樹野菜ノ栽培ヲ容易ナラシ
メ爲メ鋸斧、鋤ノ類ヲ供給スルハ又此際適當ナル處

置ノ一ナリトス

(ホ) シシエロ、シシエロ、アルノ各村長ノ支拂藥價ハ大正六年度
二百二十七圓三十一錢七年度(月逸)五百三十四圓九十錢
年額約七百四十見テ之ヲ其村長負擔トスモ一人宛
金百圓内ニシテ大ナル困難ヲ感ザルベシト無トモ移任
地ノ村長之ヲ負擔スルトセバ又其迷惑一方ナラサル
此際特ニ一ケ年ノ免除ヲ與フルハ又適當ナル處置タル
シ

(ハ) 右ノ如クシテ被害地ニ於ケル善後策實行ノ成績ニ鑑ミ
来年度以降ノタスクヲラハノ免否ヲ決スルコト、スレバ可
ナリ

若シ夫レ我が恩惠ヲ所銘シ意ヲ我ニ致スノ度ヲ増進
セシメ恩威并ニ行ハル、機會ヲ捉フル爲目ツ彼等ノ平

素情眼ヲ負リ勤勉努力ノ風ヲ歛リ趨勢ニ對シ
彼等ヲ覺醒セシムル爲ニ實ニ好機ト稱スベキ事態
ニテ之ニ對シ適當ノ所置ヲ採ルハ誠ニ大ナル効果ヲ
現出スルコトノ認ムヲ被害地整理指導監督トシ
テメジロ島ニ派遣サルベキ警吏ニ對シテハ右ノ趣旨
ニ依リ其據ルベキ方法ヲ示シ以テ速ニ救恤ノ目的ヲ遂
ゲ好果ヲ擧グルト同時ニ島民ノ向上發展ヲ促シ
彼我ノ福利ヲ増進セシムトヲ期シツアリ

(終)

[illegible]

軍正屬

0123

大正七年十月マリーシヤル群島暴風雨被害ニ對スル善後策

各島被害ノ状況一様ナラスマシヨ島ノ如ク暴風雨ニ伴フ海嘯係襲
シ猛威ヲ極メ被害慘狀ヲ呈シ多数ノ死傷者ヲ出シ家財ヲ流失シ樂
餌巾衣ノ救恤ニ及ラザ可トスルモノアリ食料果樹全滅シ植林ヲ必要ト
シ且他ヨリ物資ノ補給ノ道ヲ閉カサシハ自治シ得サルモノアリ他島
ニ移住ヲ要スルモノ荒廢セル土地ヲ整理ヲ要スルモノ納税シ得
サルモノ等其程度ニ應シ各島救済ノ方法ヲ異ニスルハ必要ニシテ
又至當ナルヘシ而シテ今回罹災民救恤ノ爲御内帑金御下賜ア
ラセラル優渥ナル御聖旨ノ仁慈ニシテ皇恩ノ普施ナルコトク
一般ニ周知セシメ尚此ノ機ニ於テ被害ノ有無ヲ問ハズ各島ノ通ニ痛
切ニ指導獎勵ヲ要スルニ感シタルヲトテ、如シ

(一) 天賦ノ食料樹タル麵包果樹、椰子樹、露兜樹等ノミ

安ンルニ暴風ノ被害ヲ受ケサル如キ他ノ食料菜果ノ栽

培

(一) 畜類ノ飼養及漁業

(二) 貯蓄

以下各島ニ就キ被害ノ程度等ヲ考慮ニ救恤其他善後策ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、メシエロ島

全島ノ如ク多数ノ死傷者出シ家屋建築物家財及船舟殆ント全部破壊又ハ流失シ島民唯一ノ食料ナリ財産タル椰子樹麵包果樹露樹ハ殆ント全部倒折シ畜類ノ流失亦多シ食ヲ得ル殆ント途ナシ救恤ニ依ラサレハ自治ニ得サルヲ以テ他島ノ救済トシテ施米又ハ他島ヨリ食料品補給ノ通ヲ開カサルハカス麵包果樹ノ如キハ倒折ナリ

ノ儘既ニ發芽シタルヲ以テ植林ノ必要ナシ椰子樹ノ如キハ
倒折シタルモノハ全ク枯死セルヲ以テ植林セサルヘカラス之ノ既ニ
島民多ク植林シテタルモノ曰クノ食料ニ追ヘテ全部植林迄
ニ相當ニ補助監督ヲ必要トスヘシ今時ニ荒野倒木ノ整
理利用ニ要スル鋸斧類ノ要具ノ供給ハ又欲シヘカラス
コトニ屬ス

又食料問題ト關聯シテ島民ノ一部シ他島ニ移シ傷病者
老幼ニ藥餌巾衣ヲ給シ尚椰子樹ノ相當結實迄免
税ヲ施ス如キハ機宜ノ手段タルヘシ

(一) 施 米

倒折麴麴果樹及殘存椰子樹ハ何モ一年以内ニ幾分
結實ノ見込アリ又目下荒廢セル土地ニ菜果ヲ栽培シ
ツアルヲ以テ之レ又數ヶ月ヲ出スニテ食料タルヘテ漢

魚も亦然り依テ以降(一月下旬)約半年後ニ現在
住民ノ約半数ノ食料ハ産出シ自給自治ニ足ルモノト
推測ス然ラハ此ノ期間ハ救恤並ニ他島ヘノ移住ニ待
タサルヘカス當隊附屬船勝力ヤルト唯下巡視及
被害調査ノ爲一月二十四日全島寄島ノ際差當施米
百石ヲ以テ救済セリ又一日平均一合以内(魚類等他ノ
食品ヲ混食)トシ之レニテ約ニ三月餘支持シ得幸今
日ノ御下賜金中ヨリ施米約百石救恤ヲ得且ツ四月中頃
迄ニ約半数他島ニ移住セシムルハ七月頃迄ハ糊口ニ窮メ
ルコトナク爾後自治シ得ル見込ナリ

(三)島民一部ヲ他島ニ移住セシムルコト

(全島民数千二百廿二名内被害ノ爲死者百二十五名)

全島殆ント荒蕪ニ歸シ食シ得ルノ途ナキ状態ニ其ノ

0127

僇徒食セシムルハ他ヨリ物資ノ供給ヲ仰キ多額ノ救済費
ヲ要スルヲ以テ此ノ際島民ノ他島ニ出稼シ爲サシムル其ノ數
シ一時減収セシムルハ自給自治上最良策ナリ然レバ之ヲ
全部移スル被害地整理開拓上面自カラズ而シテ椰子
樹ノ栽培結實其ノ他ノ恢復ニ皆一朝一夕ノ事ニアラサル
ヘシト雖モ其ノ期間ニ於ケル島勢ノ復舊ニ要スル勞
力ハ大凡現在島民ノ半數ニシテ足ルハニ然ラハ何レノ群島
ニ移スヘキヤノ問題ナリ目下サイパン島ナハサイサイ島
ニ製糖業纖維工業等ノ企業ニ派リ勞力不足ヲ求メ
島民ヲ要求シラハル現状ニシテ之等各島ニ移シ使備
セシムルハ可ナリト雖家族扶養等ノ關係上一家族
與テ移島ヲ要シ而シテ其ノ島民ノ償金ハ亦大ニ
ニ於テハ償金約四拾錢及米約一ポンド半ヲ給スル一

家族ヲ養フニ足ラス(マリーニヤ)群島ハ價金約壹圓
五拾錢(此等各島ニ移住後相當ニ土地ノ價値ニ開
拓セシムルニスル食料樹ノ結實迄ハ數年ヲ要ス速
急ノ用ニ立タズシテ生計止充分ナサル點アリ之ヲ救
ヒルメシヨロ島ヲ開拓スルト延遲ナキ感アリ又此島
民ハ他群島ニ移ルヲ嫌フ風習アリ過日南拓會社ノ
全島民募集ニ對シ進スルモノナカリシヲ以テ其ノ端ヲ
知り得ルナリ

此ノ群島ニ於ケル村長(酋長以下同)ト島民トノ關係
ハ他群島ノ夫レト異リ村長ハ島ニ於ケル椰子實等ノ
年産ノ半分ヲ自己ノ有トシ他ノ半分ヲ一般島民ノ有
ト以テ之ヲ總シテ關係ハ我對建時代ニ至從ノ如シ且ツ
一般島民ノ治療費學校費等村長之ヲ負擔スルカ如

ク相依リ相援フノ習慣深シ又今群島中ノ村長等ハ
親戚關係シ有スルモノ多ク然ラザルモ平素相交際シ
ツアル状況ナルヲ以テ被害外ノ島ノ村長ハ喜ニ被害
地島民ヲ迎ヘ扶養セントスル意アリ過般アル島其
ノ他ノ村長ハ食料ヲ送リ合時ニ彼等ニ移島ヲ勸告シタ
ルカ如シ斯クシテ島民ハ被害ナキ各島ニ一時移住セト
シ賜ニ一部ハ移轉シタルモアリ故ニ今群島中ニ移ス最
モ機宜ヲ得タル方法ト認ムルヲ以テ此際差當り買中
同頃述メタル島民約半數即五百名シラヌミヲ以テ
各島ニ隨意移住セシメ被災民ハ被害地ノ整理植林等
ニ従事セシメハ施米ト相俟テ以降ハ救済ヲ要セス
ヲ免メ爾自活シ得ル見込ナリ

(四) 監督警吏ノ駐在

居住スル家ナク饑餓ニ頻ニ食ヲ得ルニ道ナキ状態ナレハ
物品食物ノ竊盜等論等ヲ生シ易ク村長ノミエテ捌キ
難キコトアリ且荒廢ノ穢ニ於テ植林ヲ適當ニ指導シ
模範的ナラシムルハ爾後ノ椰子實生産上最ニ必要ト
トタリ殊ニ從前分店員タル南興會社南興會社日本
人又椰子實ヲ得ルノ道ナク今時ニ物品ノ販賣ノ見込ナ
キヲ以テ何レ今島ヲ撤去スルノ方針ナルカ如シ然ルトキハ
日本人一人モ居サルコトナレハ今同警察ヲ駐在セシメ
メリ

之ヲ要スルニメシエ口島ノ具體的救済法摘要左
ノ如シ

- (一) 施 米 (御下賜金救恤ニ依ル)
- (二) 島民ノ他島ヘノ移住

(三) 椰子植林

(四) 施療 (一ヶ年機宜に依り施布)

(五) 監督警吏ノ駐在

(六) 荒野ノ整理並に倒折樹木ノ利用

(七) 免稅 (差當リ一ヶ年)

ニミレ島及アルノ島

由來島民ハ思慮淺ク眼前ノ利ハ先有ノミ椰子林ノ如キハ只々密植ノミ之事トシ却テ結實收産ヲ減ス至之レト外人ノ經營セル椰子植林並其ノ結實ノ状ヲ徴シ今島ヲ通シ植林密ニ過クヘシ今同ノ暴風ノ為一部倒折セル為却テ結實止良好ナレト認ム且金島椰子ヲ以テ蔽ハレ空地殆トナリ以テ椰子樹ノ植林

要ス又麵粉果樹ハ始メト倒折シタリト雖モ今樹ハ柳
子樹ト其ノ趣ツ異ニ倒折ノ後既ニ發芽シツケルヲ以
テ今後半年ヲ経スニテ多少ノ結實ヲ見ルハ之レ亦植林
ノ中要ナク被害ノ爲自治ニ得サルニテト雖相當
食料ニ窮シ居ル状況ナシヲ以テ救恤ノ恩惠ヲ及ビ一
二年ハ椰子實モ食料外ニ餘分ニ無カシハキヲ以テ免稅
ヲ施スハ救濟ノ一法ナリ
之ヲ要スルニミシ島アルノ島ノ具體的救濟法ヲ摘
記スルハ左ノ如シ

- (一) 施米 (御下賜金救恤ノ派ニ)
- (二) 荒野ノ整理並倒折樹木ノ利用
- (三) 免稅 (一三年)
- (四) 施療 (一三年)

三、リキエブ島

全島ノ被害ハミレ島アルノ島ト伯仲ノ間アリ
 全族ハ獨籍混血兒キヤペレリ及ブルーム族(目下
 全ニ族合計五十二名)ノ所有ニ屬シ椰子林ヲ經營シ
 此ニ居住スル島民ハ盡ク此ニ族ノ使傭者ナリ他島ト
 異リ植林整然シ年産額モ亦多シ此等ニ族ハ島民ノ
 比ニアラスミテ思慮深クブルームノ如キハ図書館ヲ有シ
 居宅モ整備シ家畜類ヲ飼養シ且相當ニ貯蓄アリ
 目下被害ノ為ニ幾分食料ニ窮シツクアルモミレ島ブルノ
 島ノ比ニアラス植林ヲ強フルノ必要ナシ此ニ族ハ獨
 籍タリト云モ日本ニ悅ンテ歸化セント誓言シワケアル
 シ以テ特別ノ詮議ヲ以テミレ島アルノ島ト全様ノ
 理由ノ下ニ相當ナル施米並免税ヲ施スヲ可ナリト

思考

要スルニ具體的救済法トシテハ左ノ如シ

- (一) 施米 (御下賜金救恤ニ依ル)
- (二) 免税 (一々年)
- (三) 施療 (一々年)

四、其ノ他ノ諸島

エボニ島^{馬島} マロエラ^グ島 ヲオツ^オエ島 アイ^グ島
 メシツト島皆同一暴風ヲ感シタレトモ三島民ノ
 家屋ノ破損椰子樹ノ十数本折損セシ止マリ
 何レモ被害輕微ニシテ前述諸島ニ比スハクモア
 スヲリツク列島地方ニ於テモ同一暴風ノ見舞
 フ所トナレトモラタツク列島ニ比シ其ノ勢力弱ク随テ

0135

殆ント暴風被害トミテ認ムヘキモノナリトダ
 バツト島及アイリシングラブラブ北隅チエー島
 ニ於テ島民家屋過半倒壊ニ椰子實多ク墜
 落セルヲ最大ナリトスルモ一家屋ハ復舊ニ何
 等自活ニ窮スル状態ナリト雖幾分ノ救恤ヲ及ス
 スヲ伺ナリト認メ村長今所属島人口ヲ斟酌シ
 御下賜金ニ依ル施米ノ一部ヲ分配セリ

(終)

0136

[illegible]

五

0137

御聖旨傳達覺書

大正八年三月
ヤルノト

大正七年十一月ヤルノト 民政區ニ於ケ

ル暴風被害ノ状況

上聞ニ達ニ深ク罹災島民ヲ軫念アラ

セラレ茲ニ

御内帑金御下賜ノ御沙汰ヲ拜ス

謹ミテ惟クニ

聖德無疆厚生至仁休光普ク遐僻ノ茅茨

ニ照シ惠澤遠ク南洋ノ絶島ヲ霑ス寔

ニ感激措ク能ハサル所恭シク

聖旨ヲ奉戴シ大小ノ村長等ヲ會シテ

祝同仁ニ至徳ヲ諭示シ洽ク島民ニ

0138

皇猷ノ宏遠ナルヲ理得セシメ將來忠良ノ臣
 民トシテ
 聖恩ニ答ヘ奉ラハストシ期セシメタリ尚ホ
 御聖ヒ目ヲ徹底セシムル爲被害ニ對スル善後
 策ヲ訓示セリ

(終)

0139

罹災者救恤御下賜金分配標準

御下賜金五千圓ハ主トシテ施米ヲ以テ分配シ其標準等左ノ如ク
一 白米百石(約四千圓)

内譯

島名	分配標準	記	率
メシロ島	八〇	村長(南長以下同)	二名
アルノ島	一〇二	村長	二名
ミレ島	〇八	村長	一名
備考	上郭外荒廢地整理並椰子植林用器具ヲ又ハ必要廢之 海中衣ヲ給テ其費用ハ左記第三郷ノ金額ヲ以テ充ツ		

二 約千圓(前條二郷白米百石費ヲ除キタル殘金)

内譯

島 名	分配金額 (自米及 ヲ給ス)	調 事
リキエグ島	三〇〇	村長
アイリグク島	三〇〇	
マロエラフ島	一〇〇	
エボン島	一〇〇	
メシウト島	五〇	

三 前二號ノ殘金及官民寄附金ハメシユロアルノミシ、三島

ニ第一號分配標準ニ據リ分與スルモノトス

四 模範椰子林ヲ經營スルニ當リメシユロ島ノ如キ若シ椰子

苗費ヲ要スレハ寄附金等ヲ以テ支給スルコトアルヘシ

又暴風記念碑ハ民政費中ヨリ支出ス

(終)

軍務局

大正八年四月

十二日 十三日

午後二時、分トラツク局發
午前十一時三十分海軍局着

第一課
第二課

受信者 大臣

發信者

臨南防備隊司令官

電報譯

御下賜金全部ヲ以テ白米三十石ヲ購入
臨南防備隊密第五十一号ヲ達シタル御下
賜金分配標準ニ依リ罹災者ニ配分セ
ン爲四月六日トラツク局發花咲丸便ニテヤ
一止民政区ニ送レリ
右報告ス

海軍

0142

經理局

人事局

軍務局

快
取
付

勝

臨時防第 五 號

大正 八年 五月 十五日

海軍大臣加藤友三郎殿

第一課
第二課

大正七年十月マリスル
群島暴風雨被害ノ件
一 大正七年十月マリスル
群島暴風雨罹災民救恤

寄附事項

大正八年三月二十八日進達
臨時防第五一號

群島暴風雨被害ノ件

右進達ス

第一課長

第二課長

海軍

0143

經理局授受
8. 5 30

大正七年十月ヨリニヤル群島暴風雨

罹災民救恤寄附事項

一被害當時當面ノ救恤トシテ物資寄贈セシ
會社及寄贈品等左如ク（ヤルト民政署長報告）

寄贈者名	品名	数量	備考
	外米	六十俵 邦人五一	
	ビスケット	二十罐 島民七五	
南洋貿易會社	錫罐詰	十箱	
	リンドウ	十五箱	
	ニル	一箱	
南洋興業會社	食用スポンジ	七十着 邦人二五	
	女用衣	三十着 島民八〇	

計
百

同地、企業家、村長等亦舉米麥金品ヲ義捐シ
官民協力ニテ救済ニ努メタルヲ以テ一時、急ヲ緩キ
得タリト雖モ杯水能ク車薪ノ火ヲ救ヒ難ク窮厄日一
加ハリ三島三千ノ住民其ノ大半ハ衣食漸次缺乏ニシテ
方々飢餓ニ陥ルハトスルノ慘状ニ於リ寔ニ痛感ニ堪ヘス
若シ之ヲ等閑視スルニ於テハ飢餓ニ次リテ病疫ヲ以テ
之悲惨ノ状更ニ増大セムトス之カ救済ハ刻下ノ急務
ナリ

事畏多 上聞ニ達シ羅災島民ヲ軫念アラセラル
御内帑金御下賜ノ御沙汰ヲ拜ス誠ニ感激ニ堪ヘサル
所固シシ 聖旨ノ貫徹ヲ期シ救恤ノ實ヲ興テ島民
ヲ安テ 聖恩ヲ無窮ニ詔念セサルハカキ
是ニ於テ左記ノ要項ニ據リ給々群島内ノ官民ニ啓シ

金匱ヲ鑛集ニ其ノ一部ヲ御下賜金添ハ以テ當面
ノ救恤ノ資ニ供ス深恩ナル惠澤ヲ眼前ニ感佩ト
ス他ノ一部ヲ以テ石ヲ刻ミ碑ヲ建テ至仁ノ
將來ニ記念セト欲ス各臣希々ニ其等ノ趣旨ヲ諒
ス奮テ此ノ事ヲ賛助セシムコトヲ

大正八年一月

民政部長 手塚敏郎
参謀長 黒瀬清一

要 項

- 一、官吏ハ武官准士官以上及文官判任待遇以上俸給^(臨時加算)月額百分ノ二
- 一、民間有老者ハ金額任意

一、寄附金ハ之ヲ二分シ一ヲ罹災民當面ノ救恤ニ供ス
他ヲ 聖恩記念碑建設費ニ充ツルコト

一、寄附金募集期間ハ大正八年四月末日迄トス

一、寄附金ハ各民政署ニテ取纏メ臨時南洋群島防
備隊司令部主計長宛ニ送付ス

(3)

三、前項寄附金募集趣旨書ニ據リ願集寄附金九ノ

如ク

一金二十八百六圓九錢也

但ヤルト罹災救恤寄附金

内譯

金額

寄附所屬(会社者)名

金百五拾五圓七拾四錢

司令部トシテ海備隊民政署

正 官

金五拾四	大隅丸
金六拾四圓八拾錢	花咲丸
金四拾參圓六拾九錢	瑞力
金百五拾四	トヨコ 南洋貿易會社支店
金五拾五圓	トヨコ 日本郵船會社支店
金百圓	トヨコ 國南會社支店
金四拾四	水曜島 森小辨
金五拾四	青島 佐藤廣吉
金五拾四	青島 國賜駒次郎
金五拾參圓拾五錢	トヨコ 守備隊
金五拾四圓拾九錢	トヨコ 守備隊改署
金百圓	トヨコ 南洋貿易會社支店
金五圓	中野銀九郎事務所

洋 貨

0149

金八圓五拾錢	ヤウ下 同南金社支店員
金五圓	ヤウ下 南洋產業金社支店員
金貳拾四圓七拾錢	ヤル卜 守備隊民改署
金四拾四圓	ヤル卜 南洋貿易金社支店員一圓
金貳拾壹圓	ヤル卜 南洋興業金社支店員一圓
金拾壹圓	ヤル卜 香取商金員一圓
金六圓	ヤル卜 同南金社支店員一圓
金貳拾壹圓八拾七錢	採礦所(官吏)
金四拾四圓叁拾叁錢	ボ下 守備隊民改署
金百圓	ボ下 南洋貿易金社支店
金五拾圓	右店員一圓
金百圓	ボ下 同南金社支店
金叁拾圓	ボ下 南洋製糖出張所

